

東郷町巡回バス路線見直し支援業務 仕様書

1 業務名

東郷町地域公共交通路線再編支援業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務対象区域

東郷町内全域及び関係路線が運行する周辺市

4 業務目的

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和 2 年 11 月 27 日に施行され、これまでの地域公共交通網形成計画（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の名称が地域公共交通計画に変更された。

また、令和 5 年 4 月 28 日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和 5 年 10 月 1 日より全面施行され、法改正により創設・拡充された枠組みを含め、あらゆる政策ツールを最大限活用し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」（再構築）が加速化しています。

本町では、上位計画である第 6 次東郷町総合計画に即しつつ、東郷町都市計画マスタープラン、東郷町立地適正化計画及び東郷セントラル地区低炭素まちづくり計画等との整合を図り、地域交通に関するマスタープランとして「東郷町地域公共交通計画（以下、「現計画」という。）」を策定した。

令和 5 年度には、現計画策定以降の新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化を踏まえた現計画の中間見直しを検討したところである。

現在、現計画が令和 8 年度で計画期間の満了を迎えることに伴い、現計画の評価及び次期計画として地域公共交通計画を改定するために、東郷町で近年策定された総合計画等の上位計画・関連計画や公共交通の現状を整理するとともに、各種調査を実施して町民及び利用者ニーズを把握し、地域公共交通計画案の改定を進めており、路線の見直しを実施することを検討している。

本業務は、路線の見直しにあたり、令和 3 年 4 月の路線再編以降の利用実態や利用者ニーズを把握・分析しながら、さらなる利便性向上を図るためバスルート修正、バス停設置箇所、運行ダイヤ等の修正案を検討することを目的とする。

5 業務内容

【令和 7 年度業務】

(1) 基礎的データの收集整理

東郷町地域公共交通会議が令和 7 年度に実施する、地域公共交通計画改定のための地域特性と公共交通の現状整理及び各種ニーズ調査結果などを活用し、路線見直しの検討に必要な基礎的データを收集整理する。

(2) 住民懇談会の開催支援

東郷町巡回バスの利用促進や利便性向上に資する路線見直し方針に対する地域住民の声を聞く場として、各地域へ出向いた懇談会を各地域で1回、全地域を対象とした懇談会を役場施設等で1回開催する。

懇談会の実施方法は発注者との協議により決定するが、町内全域から意見を収集することができるよう配慮すること。

受注者は町内各地域の区長等へ案内を行い会場を確保する他、案内用チラシの作成、当日の資料作成、進行とファシリテーターの配置、結果のとりまとめを行う。

(3) 路線見直し方針の検討

東郷町地域公共交通会議が改定を進めている地域公共交通計画が目指す将来像・基本方針・基本目標等を踏まえつつ、じゅんかい君路線の見直しの基本的な考え方を整理する。

整理にあたっては、本町全体の都市交通体系においてじゅんかい君が果たすべき役割を明確にするとともに、本町の人口集積状況や主要施設の立地状況、民間路線との重複の回避等、総合的な観点より路線見直し方針を検討する。

(4) 地域公共交通会議の開催支援

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う（4回程度の開催を予定）。

(5) 報告書の作成

業務で実施した調査、検討過程等について、報告書としてとりまとめる。

(6) 打合せ協議

令和7年度業務では、業務着手時1回、業務中間時3回、成果品納入時1回の5回を基本とするほか、業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

【令和8年度業務】

(1) じゅんかい君路線見直し業務

ア バスルート見直し案の検討

令和7年度に検討した地域公共交通計画及び路線見直し方針等を踏まえ、地域特性や各種ニーズに対応しつつ、地域に最適なバスルート再編案を検討する。

イ バス停設置箇所案の検討

アで検討したバスルートにおいて、住宅地や集落地の分布、主要集客施設の立地状況、既存バス停等を踏まえ、利用者の利便性向上に資する最適なバス停設置箇所案を検討する。

なお、バス停設置に係る公安委員会、道路管理者及び沿道地権者等への協議・承諾については、別途町が対応する。

ウ 運行ダイヤ案の検討

ア及びイで検討したバスルート及びバス停設置箇所案に基づき、運行ダイヤ案を検討する。運行ダイヤ案は、鉄道及び既存路線バスとの乗り継ぎに配慮するとともに、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省）を遵守しつつ、運行経費の視点から見た運行時間帯、運行本数（運行間隔）の検討を行うものとする。

なお、運行ダイヤの決定に係る交通事業者の実車走行及び実車走行を踏まえたダイヤ調整については、別途町が対応する。

エ 見直し計画案のとりまとめ

これまでの検討結果を踏まえ、ルート、バス停設置箇所、運行ダイヤに係る再編計画案について、路線変更の許可申請手続きに必要な様式でとりまとめを行う。

(2) 住民懇談会の開催支援

地域住民の声を聞く場として、各地域へ出向いた懇談会を各地域で1回、全地域を対象とした懇談会を役場施設等で1回開催する。懇談会はグループワーク形式とし、参加者に対し、路線の修正案を示し、ルート、バス停設置箇所、ダイヤ等に対するニーズを伺うとともに、現状の問題点や課題等を把握する。

受注者は町内各地域の区長等へ案内を行い会場を確保する他、案内用チラシの作成、当日の資料作成、進行とファシリテーターの配置、結果のとりまとめを行う。

(3) 地域公共交通会議の開催支援

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う（4回程度の開催を予定）。

(4) 報告書の作成

業務で実施した調査、検討過程等について、報告書としてとりまとめる。

(5) 打合せ協議

令和8年度業務では、業務着手時1回、業務中間時3回、成果品納入時1回の5回を基本とするほか、業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

6 成果品

【令和7年度】

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 報告書 | 3部 |
| (2) 上記電子データ（CD-ROM） | 一式 |

【令和8年度】

- | | |
|---------|----|
| (1) 報告書 | 3部 |
|---------|----|

7 その他留意事項

(1) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則すべて受注者の負担とする。

(2) 法令等の遵守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に基づき実施する。

(3) 秘密保持

受注者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(4) 業務に必要な届出書類

ア 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を受けること。

(ア) 着手届及び技術者等届

(イ) 業務計画書

イ 業務完了時に完了届を提出し、発注者の完了検査を受けること。

(5) 業務履行の確認及び支払状況

本業務の支払は、各年度の業務報告を受け、当該年度の業務の検査後にそれぞれ受注者に支払うものとする。